官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等の一部を改正する件（厚生労働二四〇）　一
〔その他告示〕
○資源管理基本方針の一部を変更する告示（農林水産七五六）　一
○特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがに北海道南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和八管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件（同七五七）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁一〇）　七
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六七四）　八
〔国会事項〕　八
〔人事異動〕
最高裁判所　八
〔叙位・叙勲〕　八
〔官庁報告〕
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配九三）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所　九
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　一二

法規的告示

○厚生労働省告示第二百四十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第十項の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品等（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年六月八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
一～二百八十四　（略）	一～二百八十四　（略）
二百八十五　スラタデノツレブ	（新設）
二百八十六～二百八十八　（略）	二百八十五～二百八十七　（略）

その他告示

○農林水産省告示第七百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年六月八日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）	（別紙２―17　ずわいがに太平洋北部系群）
第１・第２　（略）	第１・第２　（略）
第３　資源管理の目標	第３　資源管理の目標
１　目標管理基準値　243トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））	令和元年（2019年）の資源量（令和２年（2020年）資源評価において436トン）を、法第12条第２項に規定する、維持し、又は回復させるべき目標となる値とする（自然死亡率の今後の動向について予測することが困難であり、同条第１項の規定に基づく目標値の提案が困難とされていることから、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。ただし、資源評価の精度の向上により、より適切な目標を定めることができる場合には、これを見直すこととする。
２　限界管理基準値　105トン（最大持続生産量の60パーセントを実現するために必要な親魚量）	
３　禁漁水準値　15トン（最大持続生産量の60パーセントが得られる親魚量）	
第４～第９　（略）	第４～第９　（略）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　2.6千トン（最大持続生産量を実現するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））

２　（略）

３　禁漁水準値　0.2千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたずわいがに日本海系群Ａ海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

（削る）

（削る）

（別紙２―18　ずわいがに日本海系群Ａ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　３千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。））

２　（略）

３　禁漁水準値　0.1千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和２年（2020年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたずわいがに日本海系群Ａ海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　令和３年（2021年）は、３⑴の漁獲可能量（３千トン）により管理を行うものとする。

⑵　令和４年（2022年）から令和12年（2030年）までは、以下のとおりとする。

①　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.8を乗じた値とする。

②　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

③　②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

（削る）

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

⑵　⑴の規定にかかわらず、⑴の規定に基づき算出した値が３千トンを上回っている場合は、３千トン

第５～第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値　1,217トン（最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として、加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が０の場合の加入量当たり親魚量に対し、40パーセントとなるときの漁獲圧力を用いることで達成される資源水準の値）

（新設）

３　漁獲可能量の算定方法

生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、漁獲可能量は当該値を超えない量とする。

⑴　令和３年（2021年）　３千トン

⑵　令和４年（2022年）から令和12年（2030年）まで　資源評価において示される当該管理年度の資源量に、２⑵の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値

第５～第９　（略）

（別紙２―19　ずわいがに日本海系群Ｂ海域）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

１　目標管理基準値

加入量当たり親魚量（成熟した雌の資源量をいう。以下この別紙において同じ。）が、漁獲圧力が０の場合の加入量当たり親魚量に対し、30％となる漁獲圧力の水準とすることで達成される資源水準の値とする。

㈱　ずわいがに日本海系群Ｂ海域は、現時点では、再生産関係を用いて目標管理基準値や限界管理基準値を示すことはできない。このため、再生産関係を用いた漁獲シナリオ導入が可能となるまでの数年間は、上記の指標を代替的に用いて目標管理基準値を設定する。

２　限界管理基準値　415トン（親魚量の過去最小値）

３　禁漁水準値　０トン

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

令和７年度（2025年度）の資源評価に基づき、親魚量が令和18管理年度（2036管理年度）に、少なくとも50パーセントの確率で、第３の１の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

１の規定を踏まえたずわいがに日本海系群Ｂ海域の漁獲圧力は、以下のとおりとする。

⑴　親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を実現する漁獲圧力の代替値として用いる漁獲圧力の水準に0.7を乗じた値とする。

⑵　親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を⑴の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。

⑶　⑵の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、０とする。

３　（略）

第５～第９　（略）

（別紙２―20　ずわいがに北海道西部系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

かにかご漁業（法第57条第１項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量（かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。）を、昭和63年（1988年）漁期から令和６年（2024年）漁期の最低値である0.4を下回らないようにすること（当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

２　限界管理基準値

可能な限り早期に手法を開発して設定することとする。

（新設）

第４　漁獲シナリオ

１　漁獲シナリオ

第３の１の漁獲圧力を上回らないよう、漁獲圧力を調整する。

２　漁獲圧力

第３の１の漁獲圧力の水準に、0.8を乗じた値とする。

３　（略）

第５～第９　（略）

（別紙２―20　ずわいがに北海道西部系群）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

かにかご漁業（法第57条第１項の規定に基づき北海道知事の許可を受けて営むものをいう。）による標準化された単位漁獲努力量当たりの漁獲量（かご数当たり漁獲キロ数をいう。以下この別紙において「資源量指標値」とする。）を、昭和63年（1988年）漁期から令和元年（2019年）漁期の平均である1.0付近とすること（当該特定水産資源の漁獲は、べにずわいがにの漁獲に付随するものであり、我が国の漁船により得られる資源量指標値が、資源全体の動向を反映した指標値として取り扱うには十分な精度を有しておらず、目標管理基準値及び限界管理基準値の提案が困難とされていることから、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２―21　ずわいがにオホーツク海南部）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年４月から６月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。）による漁獲対象資源（甲幅90㎜以上の雄）の分布密度推定値が、１平方キロメートル当たり５kg（平成15年（2003年）から令和６年（2024年）までの間（令和４年（2022年）を除く。）に最低とされた値）を下回らないようにすること（主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２―21　ずわいがにオホーツク海南部）

第１・第２　（略）

第３　資源管理の目標

オホーツク海底魚資源調査（水産機構により、毎年４月から６月までの間に着底トロールを用いて行うものをいう。）による漁獲対象資源（甲幅90㎜以上の雄）の分布密度推定値が、１平方キロメートル当たり５kg（平成15年（2003年）から令和元年（2019年）までの間に最低とされた値）を下回らないようにすること（主分布域が我が国の漁船や調査船により情報が得られる水域になく、資源全体の把握が困難なため、法第12条第２項の規定に基づき、同条第１項と異なる目標を定めるものとする。）。

第４～第９　（略）

（別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源））

第１　（略）

第２　管理年度

大臣管理区分　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ２）

都道府県　以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

①　（略）

第４～第９　（略）

（別紙２―51　ぶり（ステップアップ管理対象資源））

第１　（略）

第２　管理年度

大臣管理区分　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１）

都道府県　以下の①及び②の区分に応じた期間とする。

①　（略）

② 次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ２） 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県	② 次に掲げる道府県　７月１日から翌年６月末日まで（ステップ１） 北海道、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、静岡県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県
第３～第９　（略）	第３～第９　（略）

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第七百五十七号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第一項の規定に基づき、特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和八管理年度における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年六月八日　　農林水産大臣　鈴木　憲和

特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群Ａ海域、ずわいがに日本海系群Ｂ海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和８管理年度（令和８年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一　まさば及びごまさば太平洋系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

112,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	6,900
青森県	現行水準
岩手県	4,700
宮城県	現行水準
福島県	現行水準
茨城県	現行水準
千葉県	現行水準
東京都	現行水準
神奈川県	現行水準
静岡県	現行水準
愛知県	現行水準
三重県	6,500
大阪府	現行水準
和歌山県	現行水準
岡山県	現行水準
広島県	現行水準
徳島県	現行水準
香川県	現行水準
愛媛県	現行水準
高知県	現行水準
大分県	現行水準
宮崎県	3,400

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分）	22,800
まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分）	12,100
まさば及びごまさば太平洋系群沖合底びき網漁業	4,600
まさば及びごまさば太平洋系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第二　まさば及びごまさば対馬暖流系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

199,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	現行水準
山形県	現行水準
新潟県	現行水準
富山県	現行水準
石川県	7,800
福井県	現行水準
京都府	現行水準
兵庫県	現行水準
鳥取県	現行水準
島根県	23,700
山口県	2,700
福岡県	現行水準
佐賀県	現行水準
長崎県	40,700
熊本県	現行水準
鹿児島県	8,200

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まさば及びごまさば対馬暖流系群大中型まき網漁業	103,800
まさば及びごまさば対馬暖流系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第三　ずわいがに太平洋北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

20トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
宮城県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに太平洋北部系群沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	19
ずわいがに太平洋北部系群その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第四　ずわいがに日本海系群Ａ海域

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

3,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都　道　府　県	都道府県別漁獲可能量
富山県	39
石川県	329
福井県	243
京都府	25
島根県	現行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群Ａ海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	2,213
ずわいがに日本海系群Ａ海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第五　ずわいがに日本海系群Ｂ海域

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

870トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
秋田県	26
山形県	123
新潟県	655

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに日本海系群Ｂ海域沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	66
ずわいがに日本海系群Ｂ海域その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第六　ずわいがに北海道西部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

43トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	43

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがに北海道西部系群大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第七　ずわいがにオホーツク海南部

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,000トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	125

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
ずわいがにオホーツク海南部沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	875
ずわいがにオホーツク海南部その他大臣許可漁業	現行の水準以上に漁獲量を増加させない。

第八　まだら本州太平洋北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

13,100トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
岩手県	試行水準
宮城県	試行水準
福島県	試行水準
茨城県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州太平洋北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州太平洋北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第九　まだら本州日本海北部系群

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

1,500トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
青森県	試行水準
秋田県	試行水準
山形県	試行水準
新潟県	試行水準
富山県	試行水準
石川県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら本州日本海北部系群沖合底びき網漁業	試行水準
まだら本州日本海北部系群その他大臣許可漁業	試行水準

第十　まだら北海道太平洋

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

26,400トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準
青森県	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道太平洋沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道太平洋その他大臣許可漁業	試行水準

第十一　まだら北海道日本海

一　漁獲可能量（法第15条第１項第１号関係）

13,500トン

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

都道府県	都道府県別漁獲可能量
北海道	試行水準

三　大臣管理漁獲可能量（法第15条第１項第３号関係）

法第15条第１項第３号の大臣管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる大臣管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

大臣管理区分	大臣管理漁獲可能量
まだら北海道日本海沖合底びき網漁業	試行水準
まだら北海道日本海その他大臣許可漁業	試行水準

○特許庁告示第十号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した株式会社技術トランスファーサービスから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があつたため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年六月八日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第４号 第１１号 第１３号 第２４号 第２９号 第３９号 第５０号 第５４号 第５７号 第５８号	株式会社 技術トランスファーサービス	（東京オフイス） 東京都港区赤坂一丁目１２番３２号 （大阪オフイス） 大阪府大阪市北区梅田３丁目３番４５号

○国土交通省告示第六百七十四号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条第二項第三号の水域を次のように指定する（令和八年八月二日の午前七時から午後六時までの間に限る。）。

令和八年六月八日

国土交通大臣　金子　恭之

福岡県柳川市本城町一番五地先所在の黒門橋を中心とする半径六百メートルの区域内にある水域（水郷柳川の水の祭典実行委員会が主催する二〇二六柳川ソーラーボート大会で使用される水域に限る。）

国会事項

衆議院

議案送付

六月四日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）

令和八年度特別会計補正予算（特第1号）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（承諾を求めるの件）

著作権法の一部を改正する法律案

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案

参議院

会議

六月五日（金曜日）午後六時　本会議

議案受領

六月四日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第七号）

令和八年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第八号）

令和六年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

令和六年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書

著作権法の一部を改正する法律案（閣法第六二号）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

議案付託

六月四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

令和八年度一般会計補正予算（第1号）（閣予第七号）

令和八年度特別会計補正予算（特第1号）（閣予第八号）

予算委員会に付託

人事異動

最高裁判所

村上簡易裁判所判事　樋口　豊

兼ねて新津簡易裁判所判事に補する

柏崎簡易裁判所判事兼長岡簡易裁判所判事　黒澤　和之

兼ねて三条簡易裁判所判事に補する（以上六月二日）

○定年退官

簡易裁判所判事白井敦広は六月一日限り定年退官

叙位・叙勲

○叙位

従五位に叙する（各通）

稲月　澄夫　相馬　弘昭

石川　倫章　加波　和允

笹尾　正彦　西　十郎

甕　利秋　渡辺　浩治

正六位に叙する（各通）

浅賀信太郎　飯田　芳之

大槻富寿雄　川手　英司

香野　亨　小林　亮一

杉本　篤美　中川　望

中村　俊雄　野崎　健治

山口　政明

従六位に叙する（各通）

藤沢　巽

正七位に叙する（各通）

松岡　保行

従七位に叙する（以上四月三十日）

戸田洋一郎（浜松医科大学名誉教授）

従四位に叙する

長野　昭

正五位に叙する

渡壁　嗣朗

従五位に叙する（各通）

三好　吉清　高倉源次郎

青木　昌一　坂本　長

望月　丑男　山主富士彦

正六位に叙する（各通）

青野　輝司　川田　勝造

安藤　正俊　志田　力

國枝　克有　中筋　悦男

児玉　壽一　三村　静夫

經澤　稔

寺崎　宣行

中本　久男

東田　俊昭

宮川　幸子

従六位に叙する（各通）

伊藤　碩　高橋　成夫

小田桐恭一　中濱　健二

正七位に叙する（各通）

竹内　昭夫　新田　芳久

従七位に叙する（以上五月一日）

南　輝日克　山内　和子

従五位に叙する（各通）

浅井荘一郎　藤崎　清高

正六位に叙する（各通）

奥田　茂　坂本　禎男

澤　ナオミ　杉本　悟

藤浪　弘雅　渡部　淳二

従六位に叙する（各通）

小林　英二

正七位に叙する

加本　春原

従七位に叙する（以上五月二日）

（山梨大学名誉教授）

山下　滋夫

正四位に叙する

小室　堅三

正五位に叙する

塩田　裕次

従五位に叙する

小林　泰祐　滝田　泰雄

松藤　英右　山口　和志

正六位に叙する（各通）

岩藤　昭　川崎　健一

島田　和夫　瀬野　祐二

沼田　庄次　溝脇　久利

四柳　一麿

従六位に叙する（各通）

熊山　松雄

中林　福一

山崎　昭

有澤　嘉晃　板垣　安雄

正七位に叙する（各通）

池下　六男　上野　満　岡田　信義

白川　英雄　増尾　茂

従七位に叙する（各通）（以上五月三日）

新谷　和彦

正五位に叙する

川田　正一

従五位に叙する

佐原　勇

正六位に叙する（以上五月四日）

宮崎　政宣

従五位に叙する

谷本　健孜

正六位に叙する（以上五月五日）

川島　茂之

岩村　久雄

従六位に叙する（各通）（五月六日）

岡村榮之助

従七位に叙する（各通）

信秋二三夫

従七位に叙する（以上五月七日）

中川　俊身

正七位に叙する（五月八日）

○叙勲

旭日小綬章を授ける（四月三十日）

相馬　弘昭

志田　力

旭日双光章を授ける

新庄　敏夫

旭日単光章を授ける（以上五月一日）

石田尾拓夫　小山　茂

土田　米男　船木　彦助

旭日単光章を授ける（各通）（五月二日）

井本三紀夫

旭日単光章を授ける（五月三日）

山田　一夫

旭日単光章を授ける（五月六日）

浅賀信太郎　飯田　芳之

大槻富寿雄　小林　亮一

中川　望　中原　道彦

坊　捷治　甕　利秋

瑞宝双光章を授ける（各通）

藤沢　巽

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上四月三十日）

白土富美夫　中村　誠

（浜松医科大学名誉教授）　長野　昭
渡壁　嗣朗

瑞宝小綬章を授ける（各通）
青木　昌一　坂本　長　高橋　成夫
宮川　幸子　山主富士彦

瑞宝双光章を授ける（各通）
鹿嶌　政治　中本　久男　東田　俊昭

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月一日）
浅井荘一郎　小林　英二　中嶋　純一
新田　芳久　藤浪　弘雅　南　輝日克
山内　和子　渡部　淳二

瑞宝双光章を授ける（各通）
奥田　茂　加本　春原
高階　成典　高橋　強

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月二日）
（山梨大学名誉教授）　山下　滋夫

瑞宝中綬章を授ける
板垣　安雄　川崎　健一　小林　泰祐
島田　和夫　瀬野　祐二　松藤　英右
山口　和志　四柳　一麿

瑞宝双光章を授ける（各通）
岡田　信義　増尾　茂

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上五月三日）
信秋二三夫

瑞宝単光章を授ける（五月七日）
古賀　辰徳

旭日単光章を授ける（六年十一月十日）

官庁報告

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始の取消決定確定

破産手続終結

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第５号

兵庫県多可郡多可町中区中村町40４番地
清算株式会社　ＴＭ管理株式会社
代表清算人　徳岡　誠至

１　決定年月日　令和８年５月22日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

神戸地方裁判所社支部

令和８年（ヒ）第３００２号

群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸１５９９番地１
清算株式会社　株式会社ＨＡＲ
代表清算人　萩原勲

１　決定年月日　令和８年５月２１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

前橋地方裁判所民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第９号

新潟県十日町市松之山湯本55番地１
清算株式会社　株式会社ガイドライン整理ＭＴＹ
代表清算人　小野塚　健一

１　決定年月日　令和８年５月22日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、下記「協定債権額（元本額）」に含まれていない未払の利息債権及び遅延損害金請求権については、本認可決定確定時に全額免除を受ける。

２　弁済の場所及び端数の処理

⑴　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。

⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。

３　特則

債権者小野塚健一は、債権を全額放棄する。

第２　協定債権の弁済

１　弁済及び免除

本協定認可決定確定後２週間以内に、清算株式会社は、下記のとおり、2024年９月11日付「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」に基づく事業再生計画に基づいて、残余財産を協定債権の元本額により按分してプロラタ弁済し、その余の協定債権につき免除を受ける。

２　免除

協定債権のうち、後記に記載されていない協定債権は、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。

（別表省略）

以上

新潟地方裁判所高田支部

再生債権の特別調査期間

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生計画取消

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://k.secure.freee.co.jp/companies/291330/announces

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年五月二十七日

掲載頁　一一〇頁（号外第一一七号）

令和八年六月八日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号

（甲）株式会社ＴＥＮＥＴ

代表取締役　花房　弘也

東京都港区六本木四丁目二番四五号髙會堂ビル二階

（乙）株式会社ｍｅｄｒｅｐ

代表取締役　吉野　光

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

東京都世田谷区桜丘四―二四―一九Ｌａ・ｖｉｅ・ｂｅｌｌｅ千歳船橋

（甲）合同会社ブラウン

代表社員　久保　孝徳

東京都港区芝浦四丁目二〇番二号

（乙）合同会社ウーノパレス

代表社員　久保　孝徳

大阪市福島区吉野二丁目一一番二〇―三一七号

（丙）合同会社ライトアライフ

代表社員　久保　孝徳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

東京都世田谷区桜丘四―二四―一九Ｌａ・ｖｉｅ・ｂｅｌｌｅ千歳船橋

（甲）合同会社ブラウン

代表社員　久保　孝徳

大阪市此花区朝日二丁目一八番八号三Ｆ―三九四

（乙）合同会社クラフトマン

代表社員　久保　孝徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＩＲＥＳＵとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

札幌市中央区北二条西三丁目一番地三四

ＮＢＮＧ合同会社

代表社員　中村　伸永

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

埼玉県蕨市中央三―七―一ジェイホームビル三階

合同会社ＢＡＦＩＸ

代表社員　徳丸　海斗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

千葉市緑区おゆみ野中央五丁目二九番地一四

合同会社Ｌｅｖｉａアセット

代表社員　坂間　淳孝

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号ＶＯＲＴ秋葉原Ⅳ二Ｆ

ａｍａｎａ合同会社

代表社員　西山　和廣

組織変更公告

当社は、合同会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://koukoku.news.coocan.jp/index.html

令和八年六月八日

東京都千代田区神田練塀町三番地

赤穂太陽光発電株式会社

代表取締役　三輪　雅之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社９パーセントとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

神奈川県逗子市桜山二丁目六番二号

合同会社Ｍ　Ｂｒａｎｄｉｎｇ

代表社員　三澤　美玲

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

富山市五福四一七八番地一〇カレッジハイツレインボウ一―三号室

木沢商事合同会社

代表社員　ジンジェトウ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月九日であり、組織変更後の商号は株式会社天狗2とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

岐阜県下呂市湯之島五四五番地一

合同会社Ｔｏｍｏｍｉ

代表社員　大田　智美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十五日であり、組織変更後の商号は株式会社フェニックスとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

静岡県静岡市清水区由比町屋原一九六番地

フェニックス合同会社

代表社員　柚木　利道

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十八日であり、組織変更後の商号は株式会社サンユー美建とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

名古屋市中川区中島新町三丁目一九〇五番地

合資会社サンユー美建

代表社員　青木　譲二

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

大阪市福島区玉川二丁目一一番―四三号

アメニティハウス玉川二〇三

Ｓｏｕ合同会社

代表社員　庄　上総

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社デイリークリーンとします。

効力発生日は令和八年七月十日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年六月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

兵庫県三田市十倉二四八番地

合同会社デイリークリーン

代表社員　北中　勲

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の最終事業年度に係る計算書類は当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

令和八年六月八日

福岡県飯塚市相田字柳ヶ浦一二一七番地二

農事組合法人穂坂牧場

理事　穂坂　貴彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社手島製材所とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

福岡県うきは市浮羽町朝田四四二番地

合名会社手島製材所

代表社員　手島　隆元

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

北九州市小倉南区中吉田六丁目二〇番七号

合同会社Ｎ．Ｏ．Ｋ

代表社員　三輪　直樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳｈａｋｅＨａｎｄｓとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

沖縄県那覇市鏡原町三―一―一階Ｂ号

合同会社ＳｈａｋｅＨａｎｄｓ

代表社員　鈴木　喜仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億七千四百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=36109093

令和八年六月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

Ｎｉｐｐｏｎ　Ｐｒｏｐｅｒｔｉｅｓ株式会社

代表取締役　林　健二

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億六千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=12114893

令和八年六月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＳＫ　Ａｓｓｅｔｓ株式会社

代表取締役　安藤　隆夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千四百万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=52111593

令和八年六月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

築地Ａｓｓｅｔｓ株式会社

代表取締役　中村　里佳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=13110593

令和八年六月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

小樽Ａｓｓｅｔｓ株式会社

代表取締役　中村　里佳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千五百五十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=57109393

令和八年六月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

Ｊａｐａｎ　Ｉｎｎ株式会社

代表取締役　安藤　隆夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五億六千六百四十万円減少し、一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.horwathsakura.com/program/open_pdf_item.php?url_id=79111993

令和八年六月八日

東京都千代田区神田神保町一丁目一一番地

さくら綜合事務所内

ＪＰ　Ａｓｓｅｔｓ株式会社

代表取締役　中村　里佳

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年五月二十九日

掲載頁　七十頁（号外第一二〇号）

令和八年六月八日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．六階

株式会社ＭＥＣ

代表取締役　浜　潤子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億九千二百万円減少し、九千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年七月十日であり、株主総会の決議は令和八年六月五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月十八日

掲載頁　六十四頁（号外第二五三号）

令和八年六月八日

東京都千代田区岩本町三丁目二番九号

南西糖業株式会社

代表取締役社長　神﨑　俊

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五十万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十三日であり、株主総会の決議は、令和八年六月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月八日

奈良県天理市田井庄町五四六番地矢追マンション五〇七

有限会社モモタロウ

取締役　谷　ありす

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年五月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月八日

岡山県倉敷市児島上の町一丁目一〇番一三号

マルサン商事有限会社

取締役　清板　功

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億二千六十万一円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月十日であり、株主総会の決議は、令和八年五月十八日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月八日

香川県善通寺市仙遊町二丁目五番一八号

三和工業持株会準備室株式会社

代表取締役　秋山　弘樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月八日

長崎県雲仙市国見町神代乙四六八番地一

ヘンナ合同会社

代表社員　橋本　徹也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は令和八年五月二十七日に終了しております。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月八日

熊本県山鹿市鹿央町合里九四九番地一

有限会社マエノ

取締役　前野　雅浩

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を六千百二十一億三百七十五万六千百八十四円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、金融商品取引法による有価証券報告書提出済です。

令和八年六月八日

札幌市東区北二十四条東二十丁目一番二一号

株式会社ツルハホールディングス

代表取締役　鶴羽　順

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百七十三億円、利益準備金の額を九十三億二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日本経済新聞

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　三十一頁

令和八年六月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

日本アイ・ビー・エム株式会社

代表取締役　山口　明夫

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

青森市第二問屋町三丁目一番六三号

青森綜合警備保障株式会社

代表取締役社長　柿﨑　忠俊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十三日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

千葉市中央区富士見一丁目一番一七号

千葉総合リース株式会社

代表取締役　京増　好一

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

東京都渋谷区千駄ケ谷四丁目二五番二号

あかつき印刷株式会社

代表取締役　大久保　豊

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

富山県射水市新開発一二六番地

呉西生コン株式会社

代表取締役　酒井　基成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

富山県黒部市田家新九六九番地

黒部生コンクリート工業株式会社

代表取締役　酒井　基成

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

大阪市北区大淀南三丁目三番七〇号

フェザー安全剃刀株式会社

代表取締役　岸田　英三

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

大阪府大阪市中央区平野町三丁目二番七号

泰和実業株式会社

代表取締役　小野　繁伸

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月八日

福岡市博多区那珂六丁目二七番一六号

福太郎本舗株式会社

代表取締役　樋口　元信

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四十四億五千五百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

当社の最終の貸借対照表の開示状況は次の通りです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0112/index.html

令和八年六月八日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

Ｅａｇｌｅ　Ｈｏｌｄｉｎｇ特定目的会社

取締役　髙橋　法彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十一億九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年八月十四日付官報の号外第一八四号一三三頁に掲載されています。

令和八年六月八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｈｉｊｅｔ　Ⅱ特定目的会社

取締役　長尾　誠

訂正公告

令和八年五月二十九日（号外第一二〇号）掲載の資本金及び準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、減少する資本金の額「五億一万九千二十五円」とあるは「四億九千五百四十三万九千四百十二円」、減少する資本準備金の額「五億一万九千二十五円」とあるは「四億九千五百四十三万九千四百十一円」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年六月八日

東京都渋谷区広尾二丁目一四番一八号Ｓ.Ｈｏｕｓｅ三〇一

株式会社エス・リアルエステイト

代表取締役　堀　祥子

正　誤

令和八年四月八日（号外特第二十二号）公布法務省令第三十二号（刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四二ページ改正後欄及び改正前欄第四条の表中

「部及び室の名称」は「部及び室の名称」

の誤り。

四三ページ改正前欄第十九条の表中

「看護課」は「看護課」

の誤り。

四四ページ改正後欄及び改正前欄第三十三条の表中

「所掌事務」は「所掌事務」

の誤り。

同ページ改正後欄及び改正前欄別表第二の表中

「位置」は「位置」

の誤り。